

# 感染を広げないために 新しい生活様式の実践

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解等

## 一人一人の基本的感染対策

**【感染防止の3つの基本】** ①身体的距離の確保②マスクの着用③手洗い

▷人との間隔はできるだけ2m(最低1m)空ける▷遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ▷会話をするとき、可能な限り真正面を避ける▷外出時や屋内にいるとき、会話をするときには症状がなくてもマスクを着用する▷家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる▷手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う

**【移動に関する感染対策】**▷感染症が流行している地域からの移動、流行している地域への移動は控える▷帰省や旅行は控えめに。出張はやむを得ない場合に▷発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする▷地域の感染状況に注意する

## 日常生活を営む上での基本的生活様式

**【日常生活を営む上での基本生活様式】**▷こまめに手洗い・手指消毒▷咳エチケットの徹底▷こまめに換気▷身体的距離の確保▷「3密」の回避(密集、密接、密閉)▷毎朝、体温測定・健康チェックを。発熱、風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養

## 日常生活の各場面別の生活様式

**【買い物】**▷通販も利用▷1人または少人数ですいた時間に▷電子決済の利用▷計画を立てて素早く済ます▷サンプルなどの展示品への接触は控えめに▷レジに並ぶときは、前後にスペース

**【娯楽・スポーツなど】**▷公園はすいた時間、場所を選ぶ▷筋力トレーニングやヨガは自宅で動画を活用▷ジョギングは少人数で▷すれ違うときは距離をとるマナー▷予約制を利用してゆったりと▷狭い部屋での長居は無用▷歌や応援は十分な距離をとるかオンラインで

**【公共交通機関の利用】**▷会話は控えめに▷混んでいる時間帯は避けて▷徒歩や自転車利用も併用

**【食事】**▷持ち帰りや出前、デリバリーも▷屋外空間で気持ち良く▷大皿は避けて料理は個々に▷対面ではなく横並びで座る▷料理に集中、おしゃべりは控えめに▷お酌、グラスやおちょこの回し飲みは避けて

**【冠婚葬祭などの親族行事】**▷多人数での会食は避けて▷発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

## 市内事業所の賃料 補助します

市は、感染症の影響により売り上げが減少した事業所などの賃料を補助します。助成内容などは次の通り。

**【助成内容】** 市内事業所などの1カ月分の賃料に対して1事業者当たり上限10万円

**【対象】**▷市内に事業所などを賃借している個人事業主、小規模法人▷セーフティネット保証5号の指定業種▷3月以降の任意の月の売上が前年同月比で個人事業主は20%以上、小規模法人は50%以上減少している——など。



必要書類などは、二次元コードで確認を。  
 7月31日までに直接か郵送(必着)で〒664-8503伊丹市役所商工労働課内事業所等賃料補助担当(☎764-7749)へ。

## 働き方の新しいスタイル

▷テレワークやローテーション勤務▷時差通勤でゆったりと▷オフィスは広々と▷会議はオンライン▷名刺交換はオンライン▷対面での打合わせは換気とマスク

## 電子申請が困難な事業者へ

### 持続化給付金申請サポート会場を開設

**【会場】** 伊丹商工プラザ2階  
**【受付時間】** 午前9時～午後5時(土・日曜含む)要予約。  
 午前9時～午後6時に申請サポート会場電話予約窓口☎0570-077-866(二次元コードから電子申請も可)へ。



## 寄付ありがとうございます(50音順)

▷明日への架け橋kasaoka▷(株)アンリササラ▷伊丹市教職員組合▷栄進急送(株)▷京セラ(株)▷京セラドキュメントソリューションズ(株)▷災害支援・アット笠岡▷サカタインクス(株)▷(株)デイトリップ▷(株)ナオビッグ(ミライエ伊丹)▷日本航空(株)▷(特非)阪神生きがい創造の会▷東田商工(株)▷兵庫県自動車整備振興会伊丹支部▷(株)フューチャージニアス▷(株)みずほカーテンメンテナンス▷(株)ゆずりは

## 郵送で手続きを

### 国民健康保険税の減免申請

市は、6月11日に国民健康保険税納税通知書を発送します。同通知についての問い合わせや納税相談は電話で、減免申請は郵送での手続きをお願いします。

感染症の影響により、収入が減少した世帯に対して、同保険税を減免する制度があります。減免の期間などは次の通り。

**【期間】** 2月1日～来年3月31日までの納期限が設定された令和元年(平成31年)度・2年度分の保険税

**【対象】** 主たる生計維持者の事業収入などが感染症の影響で前年より3割以上減少した(前年の合計所得額が1000万円以上か減少見込みの所得以外の前年所得合計額が400万円以上ある場合を除く)世帯

申請書類などは、市ホームページで確認を。  
 市国保年金課☎784-8040

## 市内の学校園再開へ



みんなと市長

5月21日、国は新型コロナウイルスの感染者が減少したことなどにより、緊急事態宣言の対象から関西3府県を除外しました。兵庫県はこれを受け、民間施設の休業要請の緩和などと並んで、県立学校の再開を決定しました。

本市では、こうした状況を踏まえ、市内の学校園を6月1日から再開することとしました。

振り返りますと、2月までは県下で感染者は確認されていませんでした。それが3月に大きなクラスター(集団)

が発生し、4月には感染経路が特定できない感染者が多数確認されるなど厳しい状況となりました。こうして3月3日に始まった学校園の休業は、前例のない長期期間となりました。加えて、同宣言に基づく外出自粛要請などもなされたことから、やむを得ないこととはいえ、子どもたちの学びや心身への悪影響が懸念されました。

このため、これまでに学習の支援と心のケアを図るため、各学校園において、プリントの配布や授業動画の提供、電話連絡による生活・学習支援などを行ってきました。さらに、就学援助対象の家庭に対して給食費相当額の支給を行うこととしました。

そして、皆さんの自粛などの結果、4月末から県下の感染者の確認件数が大きく減少し、この

のたびの同宣言の解除と学校園の再開に結び付きました。休業が長期に及び、保護者の皆さんは、子どもたちの学習状況や心身について心配されているでしょう。再開後の学校園での感染の発生を懸念されている人もいます。このため、感染防止対策を講じながら、既に週一回の登校日を設けるなど、段階的に再開していきます。また、夏季休業中に授業日を設定し、学習を保障していきます。さらに、感染第2波発生時の可能性を見据え、家庭におけるオンライン学習のための環境整備を進めていきます。子どもたちが安心して通常の学校生活を取り戻せるよう全力で取り組んでいきます。理解と協力をお願いします。

(市長 藤原保幸)